主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、本件再審請求の対象となつた確定判決の憲法違反、事実誤認、 単なる法令違反、量刑不当を主張するものであつて、原決定に刑訴法四〇五条所定 の事由があることを理由とするものではないから、同法四三三条の抗告理由にあた らない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和五七年一〇月一四日

最高裁判所第二小法廷

_	梧	崎	宮	裁判長裁判官
良	忠	下	木	裁判官
慶	宜	野	鹽	裁判官
進		橋	大	裁判官
次	圭		牧	裁判官